

## 監査委員 告示 第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 2 月 10 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦  
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

### 定期監査結果報告書

#### 1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

#### 2. 監査等の対象

市民生活部（浦戸振興課を除く）全課の財務に関する事務及びその他の事務  
(令和 5 年度の定期監査時から令和 6 年度の定期監査時までに実施したもの)

#### 3. 監査等の着眼点

令和 6 年度監査実施方針に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

#### 4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

#### 5. 監査等の実施場所及び日程

対象課内及び監査事務局内、令和 6 年 11 月 21 日(木)～同年 12 月 3 日(火)

## 6. 監査等の結果

財務に関する事務並びに事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

契約状況については、提出された資料に基づく契約件数が 104 件であり、その内訳は、一般競争入札が 5 件、指名競争入札が 32 件、随意契約が 67 件であった。随意契約については、地方自治法施行令による契約が前年度と比較すると 10 件増の 27 件、市契約規則に基づく少額随意契約は、前年度と比較すると、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る委託契約が減となったこと等により 2 件減の 40 件であった。なお、40 件のうち 1 者見積の件数は 13 件、割合は 32.5% であり、前年度から 15.1 ポイント減少している。

今後も事業の性質・内容等から競争入札や 2 者以上からの見積が可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

また、支払事務や服務に関しては日付の記入漏れなどの単純ミスが見受けられたが、一方では出勤簿等の裏表紙に記入上の注意書きを貼付し処理方法を周知することで単純ミスを防ぐ工夫が見られた。今後もこのようなミスを防ぐ工夫や事務の漏れをなくす取り組みを継続してほしい。